

神流町

最終更新 : 2023/8/18

| 類分 | 事業名 (対象者・内容) |
|-------|--|
| 子育て支援 | <p>I・Uターン者定住奨励事業</p> <p>対象者：世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。</p> <p>内 容：家賃から住宅手当等を差し引いた後の金額を補助対象とし、月額1万円以内とする。 ただし、対象額が2万円以内の場合は、その2分の1の額を支給する。なお、国家公務員及び地方公務員は対象外とする。</p> <p>問合せ：《総務課》 Tel：0274-57-2111</p> |
| | <p>保育料無料中学生まで給食費無料学童保育（6年生まで）無料</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：保育料無料 中学生まで給食費無料 学童保育（6年生まで）無料</p> <p>問合せ：《教育委員会》 Tel：0274-58-2111</p> |
| | <p>結婚祝い金</p> <p>対象者：結婚後、3月以内に町に永住又は定住することが確実と認められる新婚カップルの祝い金 ただし、新婚カップルは50歳未満で、どちらも過去に同補助金の交付を受けたことがなければ該当する。</p> <p>内 容：1組に対し、10万円を支給いたします。</p> <p>問合せ：《総務課》 Tel：0274-57-2111</p> |
| | <p>幼児用補助装置購入費補助</p> <p>対象者：国土交通省の定める安全基準に適合する幼児用補助装置を購入した親権を有する者で、次の①から③の要件を満たすもの ①購入日に乳幼児が6歳未満であること ②購入日及び申請日に当該乳幼児および親権を有する者が町内に住所を有すること ③親権を有する者が町税等を滞納していないこと</p> <p>内 容：幼児用補助装置の購入に対し、その費用の一部を助成しています。補助金の額は、幼児用補助装置の購入価格（消費税を含む）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1台につき2万円が限度です。 ※幼児用補助装置…チャイルドシート</p> <p>問合せ：《総務課》 Tel：0274-57-2111</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|--------|--------|---------|-----|-------|-----|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 子 育 て 支 援 | <p>子育て支援金の支給</p> <p>対象者： 町内に3月以上継続して居住し、1年以上定住する意思のある保護者及び児童。</p> <p>内 容： (単位：円)</p> <table> <thead> <tr> <th>支給種別</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子</th> <th>第4子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出生時</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>小学校入学</td> <td>20,000</td> <td>40,000</td> <td>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>中学校入学</td> <td>30,000</td> <td>60,000</td> <td>90,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業</td> <td>30,000</td> <td>60,000</td> <td>90,000</td> <td>150,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>問合せ： 《教育委員会》 TEL：0274-58-2111</p> | 支給種別 | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子以降 | 出生時 | 20,000 | 40,000 | 60,000 | 100,000 | 小学校入学 | 20,000 | 40,000 | 60,000 | 100,000 | 中学校入学 | 30,000 | 60,000 | 90,000 | 150,000 | 中学校卒業 | 30,000 | 60,000 | 90,000 | 150,000 |
| 支給種別 | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子以降 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出生時 | 20,000 | 40,000 | 60,000 | 100,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校入学 | 20,000 | 40,000 | 60,000 | 100,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校入学 | 30,000 | 60,000 | 90,000 | 150,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校卒業 | 30,000 | 60,000 | 90,000 | 150,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>育児学級</p> <p>対象者： 本町に居住する入園前の乳幼児とその保護者</p> <p>内 容： 医師・保健師・栄養士等が講師となり、乳幼児の健康、栄養、調理実習、遊びなどの講義を行い、参加者同士の交流を図る。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課》 TEL：0274-57-2111</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>神流町通勤・通学等費補助事業 (神流町 商品券交付)</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)神流町外に通勤・通学等し、その通勤等の距離が片道20km以上ある方 (3)町税の滞納がない方</p> <p>内 容： 【商品券による補助相当額及び交付内容】 補助相当額 通勤等の距離（片道）に応じて次のいずれかとなります。 (1)20km以上30km未満の方 月額3,000円 (2)30km以上40km未満の方 月額4,000円 (3)40km以上の方 月額5,000円</p> <p>問合せ： 《総務課》 TEL：0274-57-2111</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|------|--|
| 住宅支援 | <p>定住促進住宅資金利子補給</p> <p>対象者：町内に居住又は居住を予定する者</p> <p>内 容：住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円で、借入利子の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。 なお、利子補給期間は5年間が限度です。</p> <p>問合せ：《総務課》 Tel：0274-57-2111</p> |
| | <p>町営住宅</p> <p>対象者：○入居資格 ※入居資格は団地によって異なります。ご注意下さい。 ※入居の際には、神流町在住で、入居者と同等以上の所得のある方の保証人が必要となります。</p> <p>内 容：○申込みから入居までの流れ ① 住宅の紹介後、世帯構成、収入、住宅困窮度合い等、簡単な審査を行います。その後、入居を希望する住宅にあった申込書、添付書類等を提出して下さい。 ② 申込書を受付し、再審査を行います。入居許可が下りたら、申込者へ連絡いたします。 ③ 申込者は、入居許可日から10日以内に「請書」(200円分の収入印紙、保証人の所得証明書、印鑑証明書等を添付)、「覚書」を提出して下さい。様式は、神流町役場にあります。 ④ 敷金を納付していただきます。敷金は、家賃の3ヶ月分です。 ⑤ 住宅の鍵をお渡しします。くれぐれも無くさないように注意して下さい。入居予定日より15日以内に入居して下さい。 ⑥ 入居後、2週間以内に神流町役場住民生活課へ転入届若しくは転居届をし、住民票1通を産業建設課へ提出して下さい。 ◆注意事項 ① 神流町町営住宅では、介助犬、観賞用魚類を除き、ペットの飼育は禁止しています。 ② 神流町はテレビの難視聴地域のため、通常のテレビ番組が視聴できません。テレビを視聴するには、神流町のケーブルテレビに加入して下さい</p> <p>問合せ：《産業建設課》 Tel：0274-57-2111</p> |
| | <p>神流町空き家バンク</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：HPで空き家を紹介し、借主貸主とのマッチングをし、空き家の活用と移住希望者の定住を促進する。</p> <p>問合せ：《総務課》 Tel：0274-57-2111</p> |

| 類 分 | 事業名 (対象者・内容) |
|------|---|
| 住宅支援 | <p>住宅改造費補助</p> <p>対象者： ①65歳以上の者がいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害、心身の機能障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の3月31日までにある者がいる世帯 ①～③のいずれかに該当する世帯で、町に居住し住民票を有するもの。</p> <p>内 容： 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、家屋の補修等をする場合の工事に係る経費の一部を、1世帯につき5年間に1度補助します。 補助率1/3 補助金限度額20万円</p> <p>○工事内容 ①廊下、便所、浴室、玄関等の手すりの取付け ②廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差の解消、段差解消機設置工事、エレベーター設置工事、階段昇降機設置工事 ③滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更 ④引き戸等への扉の取替え等扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等 ⑤和式便器を洋式便器（暖房・洗浄機能付き）への取替え ⑥廊下、便所等のスペース拡張 ⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮（外付けの便所・浴室を家屋内を改造して設置するものも可）等 ⑧その他①から⑦のバリアフリー工事に係る住宅改造に必然的に付随する附帯工事</p> <p>問合せ： 《保健福祉課》 TEL：0274-57-2111</p> |
| | <p>神流町除雪機購入費補助金</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方 (1)神流町に住民登録があり、継続して居住する意思のある方 (2)町税の滞納がない方</p> <p>内 容： ○補助金額 購入費(消費税含む)の2分の1（上限：25万円） ※1,000円未満は切捨てとなります。 ○対象となる除雪機 次のいずれにも該当するもの (1)エンジン、モーター等により駆動する除雪機 (2)新品で購入した除雪機 ○対象台数 1世帯1台までとし、この補助金を受けた後10年間は新たな購入にかかる申請はできません。</p> <p>問合せ： 《総務課》 TEL：0274-57-2111</p> |
| 就業支援 | <p>神流町産業振興支援補助金交付要綱</p> <p>対象者： 町内在住者、町内に店舗・工場等の事業所所有者</p> <p>内 容： 6次産業化をされる方 ①新商品及び容器・包装等のデザインに係る事業 ②起業、新産業・地域ブランド創出事業 ③地域資源を活用して地産地消・食育事業 ④交流人口の拡大を目的とした事業 限度額100万円で補助対象経費の1/2以内を補助</p> <p>問合せ： 《産業建設課》 TEL：0274-57-2111</p> |